

定 款

 **かどや 製油株式会社**

定 款

第 1 章	総 則	1
	第 1 条 商 号	1
	第 2 条 目 的	1
	第 3 条 本店の所在地	1
	第 4 条 機 関	1
	第 5 条 公告方法	1
第 2 章	株 式	2
	第 6 条 発行可能株式総数	2
	第 7 条 自己株式の取得	2
	第 8 条 単元株式数	2
	第 9 条 株主名簿管理人	2
	第10条 株式取扱規程	2
	第11条 基 準 日	2
第 3 章	株主総会	2
	第12条 招 集	2
	第13条 招集権者および議長	2
	第14条 総会の決議の方法	3
	第15条 議決権の代理行使	3
	第16条 電子提供措置等	3
	第17条 総会の議事録	3
第 4 章	取締役および取締役会	3
	第18条 取締役の員数	3
	第19条 取締役の選任	3
	第20条 代表取締役および役付取締役	3
	第21条 取締役の任期	4
	第22条 相談役、顧問	4
	第23条 取締役会の招集権者および議長	4
	第24条 取締役会の決議の方法	4

第25条	取締役会の決議の省略	4
第26条	取締役会規程	4
第27条	取締役の報酬等	4
第28条	取締役との責任限定契約	4
第 5 章	監査役および監査役会	5
第29条	監査役の員数	5
第30条	監査役の選任	5
第31条	監査役の任期	5
第32条	常勤監査役	5
第33条	監査役会の招集	5
第34条	監査役会の決議の方法	5
第35条	監査役会規程	5
第36条	監査役の報酬等	6
第37条	監査役との責任限定契約	6
第 6 章	会計監査人	6
第38条	会計監査人の選任	6
第39条	会計監査人の任期	6
第40条	会計監査人の報酬等	6
第 7 章	計 算	6
第41条	事業年度	6
第42条	期末配当金	6
第43条	中間配当金	6
第44条	期末配当金等の除斥期間	6

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、かどや製油株式会社と称し、英文では KADOYA SESAME MILLS INCORPORATEDと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- 1 油脂原料の搾油精製及び加工
- 2 油脂原料、油脂製品の販売及び輸出入
- 3 油脂原料の海外における開発、生産並びに販売
- 4 化粧品、医薬品、医薬部外品の製造並びに販売
- 5 飲食店の経営
- 6 農畜産物、水産物の生産、加工並びに販売及び輸出入
- 7 調味料、パン、和洋菓子等の製造、加工並びに販売及び輸出入
- 8 陸上・海上・航空に関する運送業、荷役業、貨物利用運送事業、運送取次事業、通関業、輸出入代行業、倉庫業及び倉庫管理業務
- 9 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い等および手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基 準 日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。

② 当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(総会の決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

- ② 会社法309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は、各自会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取

締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(相談役、顧問)

第22条 取締役会の決議によって、相談役または顧問を委嘱することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集し、議長となる。

- ② 当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- ③ 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行なう。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
- ③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- ④ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第42条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第44条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

(沿革)

制 定	昭和 32 年	4 月 27 日
改 正	昭和 41 年	5 月 30 日
	昭和 41 年	7 月 30 日
	昭和 48 年	9 月 12 日
	昭和 49 年	6 月 10 日
	昭和 50 年	5 月 26 日
	昭和 51 年	3 月 16 日
	昭和 53 年	3 月 30 日
	昭和 54 年	6 月 22 日
	昭和 57 年	6 月 28 日
	昭和 58 年	6 月 30 日
	昭和 61 年	6 月 26 日
	平成 2 年	1 月 30 日
	平成 2 年	6 月 29 日
	平成 4 年	1 月 8 日
	平成 4 年	6 月 26 日
	平成 6 年	6 月 29 日
	平成 7 年	6 月 29 日
	平成 8 年	6 月 27 日
	平成 10 年	6 月 26 日
	平成 12 年	6 月 29 日
	平成 14 年	6 月 27 日
	平成 15 年	6 月 27 日
	平成 16 年	6 月 29 日
	平成 18 年	6 月 29 日
	平成 20 年	6 月 26 日
	平成 21 年	6 月 25 日
	平成 22 年	1 月 6 日
	平成 26 年	6 月 24 日
	平成 27 年	6 月 25 日
	平成 28 年	6 月 28 日
	平成 30 年	6 月 26 日
	令和 4 年	6 月 27 日
	令和 5 年	3 月 2 日
	令和 7 年	6 月 26 日